

# 平成27年度山口県地域福祉権利擁護事業 成年後見制度要移行者現状把握調査報告

調査時期:平成28年2月～3月

目的:県内地域福祉権利擁護事業における成年後見制度への要移行者への現状把握

対象:県内19市町社会福祉協議会

調査方法:質問調査法

(郵送による送付、FAX、E-mailによる回収。調査基点は平成27年12月末現在)

山口県社会福祉協議会  
生活支援部 生活支援班

# 平成27年度山口県地域福祉権利擁護事業 成年後見制度要移行者現状把握調査報告

## ■ 成年後見制度への移行が必要な利用者について

### Q 1 要移行者の年齢層について

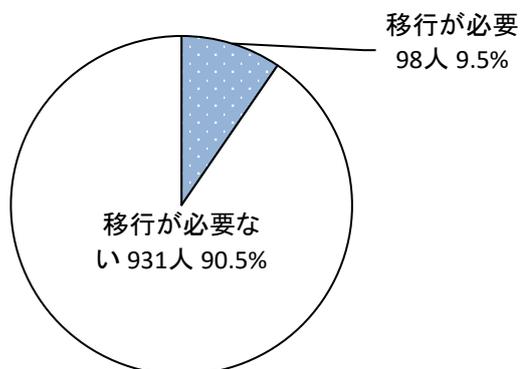
- 成年後見制度への移行が必要な利用者の人数を1人以上と回答した市町社協は10社協であり、長門市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町の6市町社協においては、移行の必要性を感じていないということであった。
- 要移行者数は、本事業全利用者1029人中で98人（9.5%）である。
- 平成22年度調査時では、要移行者数は利用者912人中で312人（34.8%）であったのに対し、平成27年度調査では、9.5%と大幅に減少している。また、平成26年度の調査では14.2%であったため、成年後見制度への移行が必要な利用者は、年々減少していることが分かる。
- 要移行者98名のうち、70歳以上の方が62名と約6割を占めている。また、要移行者98名のうち、山口市（46名）が多い状況となっている。

各市町社協における地域福祉権利擁護事業の利用者数

(人)

社協名	類型	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
下関市		77	16	30	9	132
宇部市		86	34	43	15	178
山口市		60	33	39	5	137
萩市		41	22	19	12	94
防府市		11	8	8	4	31
下松市		14	2	6	1	23
岩国市		57	20	38	6	121
光市		35	8	7	1	51
長門市		10	10	16	1	37
柳井市		11	5	19	2	37
美祢市		14	13	8	4	39
周南市		35	9	25	3	72
山陽小野田市		9	6	8	3	26
周防大島町		8	4	8	1	21
和木町		2	0	0	0	2
上関町		4	1	1	0	6
田布施町		6	3	3	1	13
平生町		2	2	2	0	6
阿武町		1	1	1	0	3
合計		483	197	281	68	1029

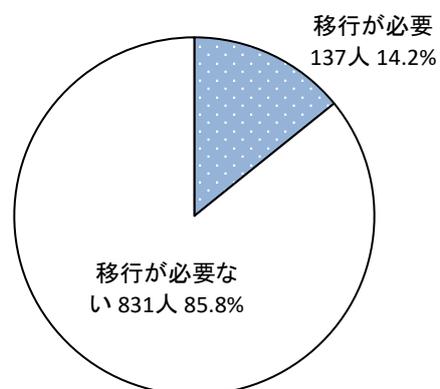
### 平成27年度における県内地域福祉 権利擁護事業要移行者の割合



N=1029

□ グラフ1□

### 平成26年度における県内地域福祉 権利擁護事業要移行者の割合



N=968

□ グラフ2□

各市町社協における地域福祉権利擁護事業利用者における要移行者数・年齢別

(人)

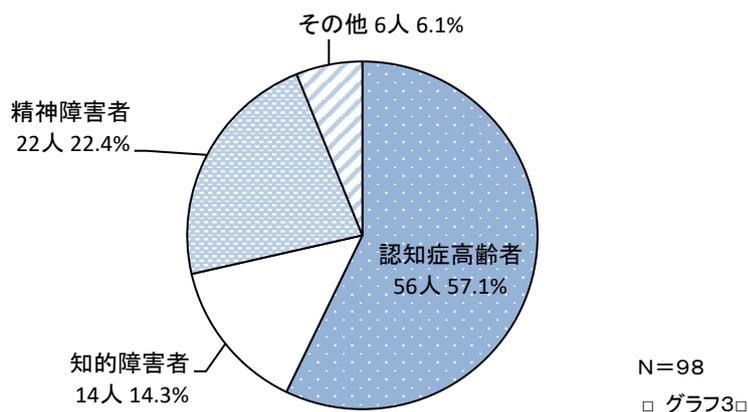
社協名	年齢	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
下関市		0	0	0	0	0	1	1	1	3
宇部市		0	0	0	0	5	1	3	0	9
山口市		1	2	1	3	9	9	12	9	46
萩市		0	0	4	1	4	2	1	0	12
防府市		0	0	0	0	1	2	2	0	5
下松市		0	0	0	0	0	0	1	0	1
岩国市		0	0	0	0	1	1	0	3	5
光市		0	0	0	0	0	2	0	0	2
長門市		0	0	0	0	0	0	0	0	0
柳井市		0	0	1	0	0	1	0	0	2
美祢市		0	0	0	0	0	2	1	3	6
周南市		0	0	0	0	1	1	3	0	5
山陽小野田市		0	0	0	1	0	0	0	0	1
周防大島町		0	0	0	0	1	0	0	0	1
和木町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
上関町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
田布施町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
平生町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿武町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1	2	6	5	22	22	24	16	98

□ 表2□

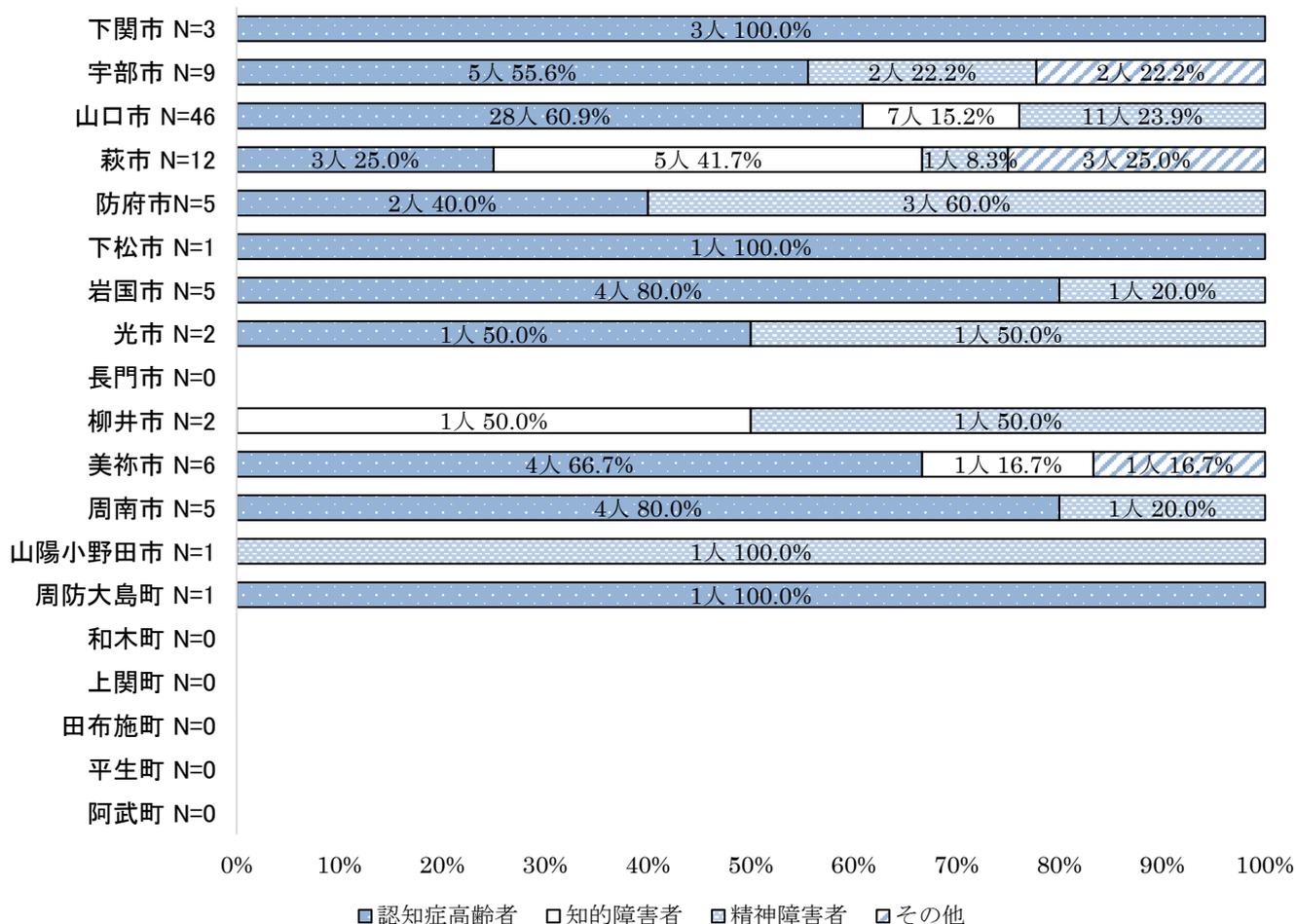
## Q 2 要移行者の障害類型について

- 認知症高齢者が 57.1%となっており、他の障害に比べると、認知症高齢者の占める割合が多いことが分かる。しかし、昨年度の調査と比べると、認知症高齢者の割合は 9.3% 減少し、他の障害者の割合は増加傾向にある。
- 認知症高齢者の割合がどの市町社協も多いが、萩市、防府市、山陽小野田市においては、知的障害者と精神障害者が多い状況となっている。

### 要移行者の障害類型について



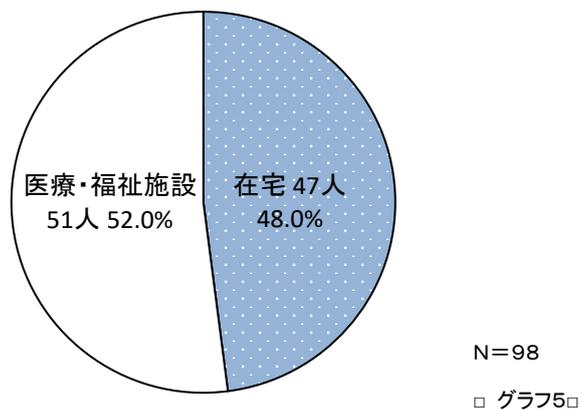
### 各市町社協における要移行者の障害類型について



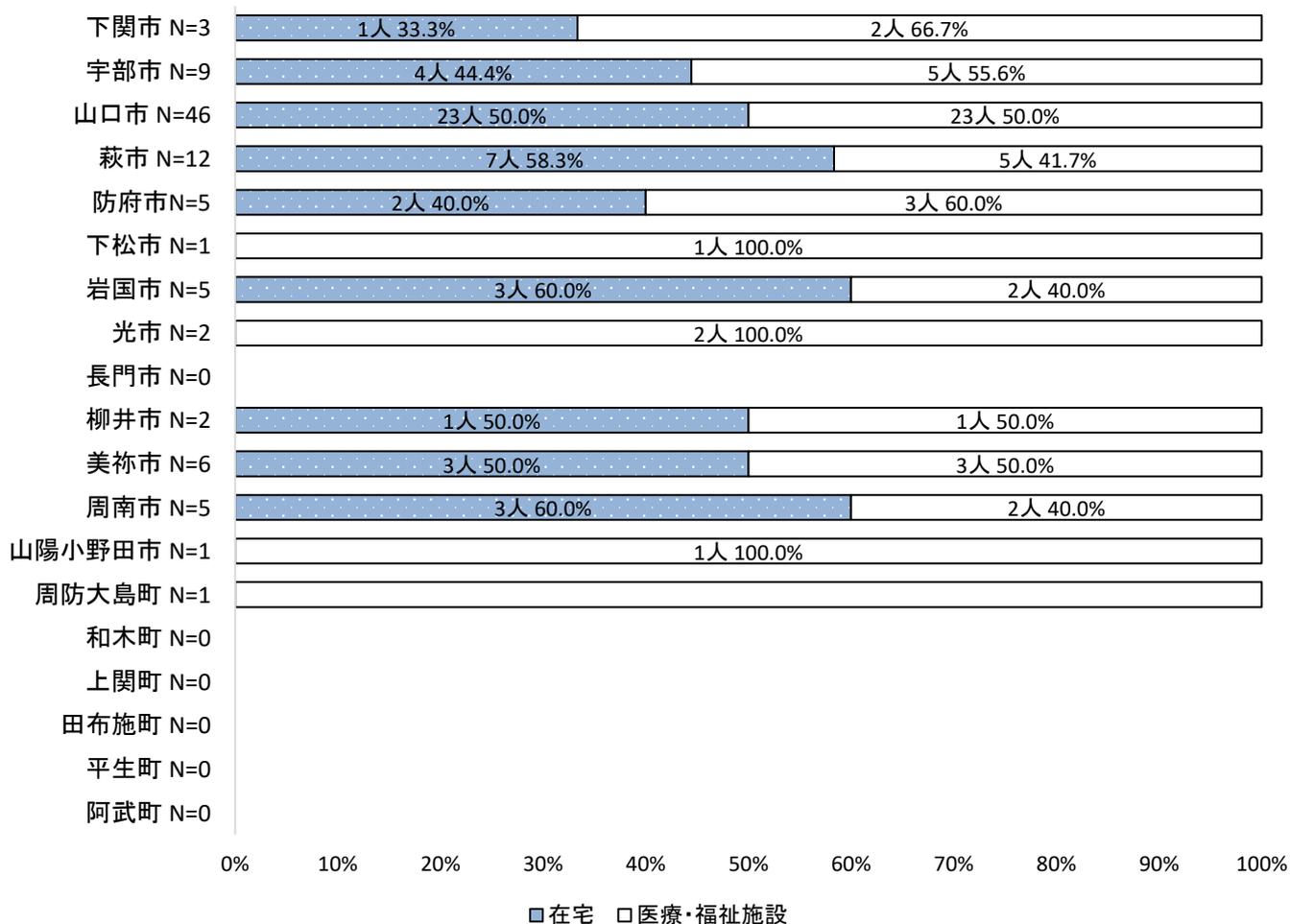
### Q 3 要移行者の居住形態について

- 医療・福祉施設の割合が 52.0%となっており、在宅の割合と比べると高くなっている。

#### 要移行者の居住形態について



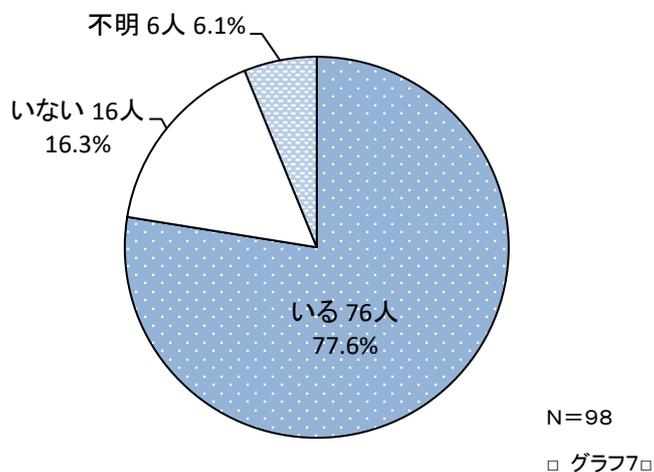
#### 各市町社協における要移行者の居住形態について



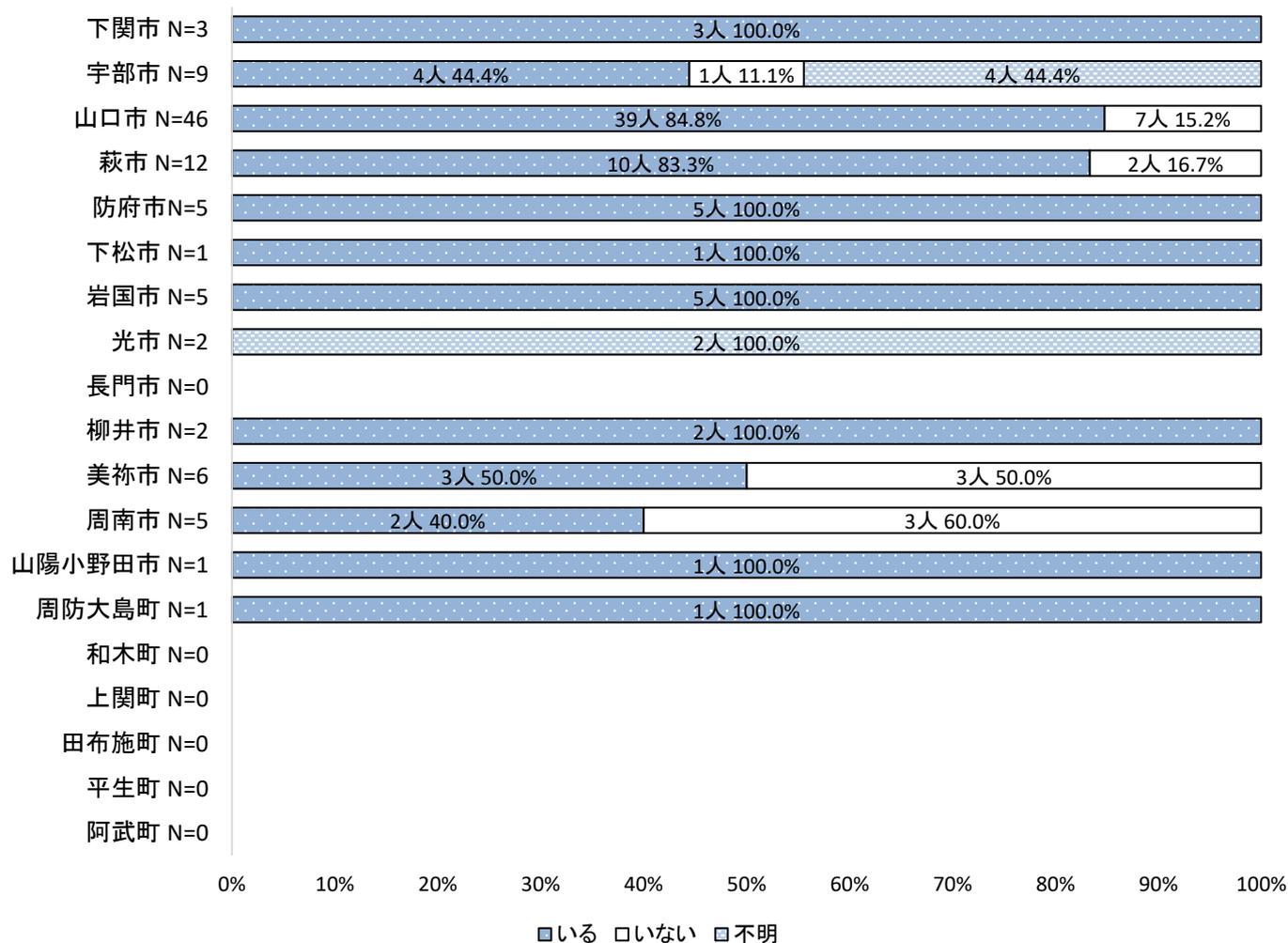
## Q 4 要移行者の親族の有無について

- 親族がいるの割合が 77.6%となっており、全体の約 8 割を占めていることが分かる。
- 光市においては、親族不明の割合が 100%となっている。

### 要移行者の親族の有無について



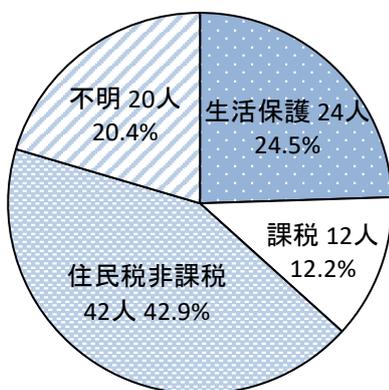
### 各市町社協における要移行者の親族の有無について



## Q 5 要移行者の所得区分について

- 住民税非課税の割合が最も高く 42.9%となっており、次いで、生活保護の割合が 24.5%、不明の割合が 20.4%となっている。

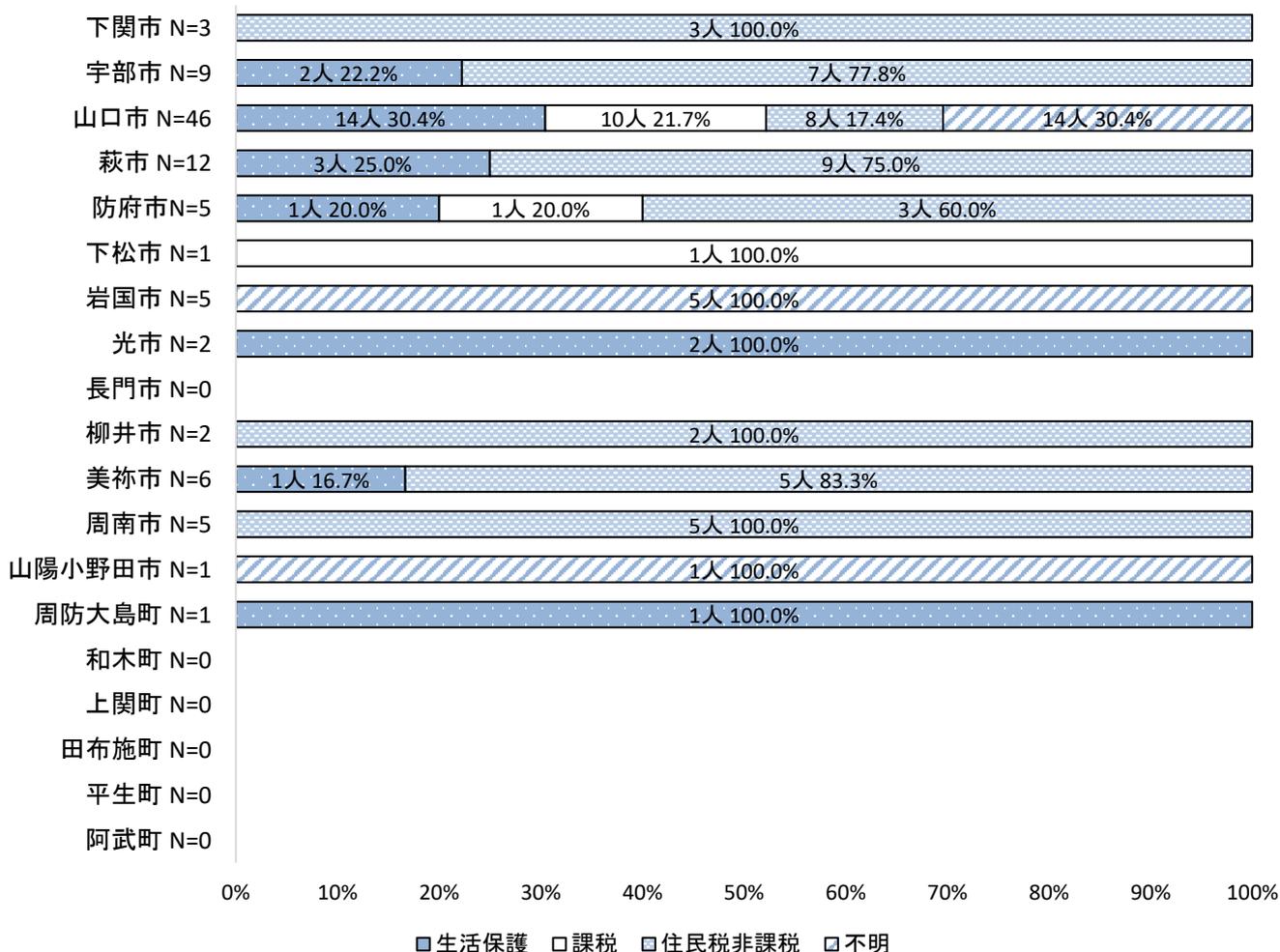
### 要移行者の所得区分について



N=98

□ グラフ9□

### 各市町社協における要移行者の所得区分について



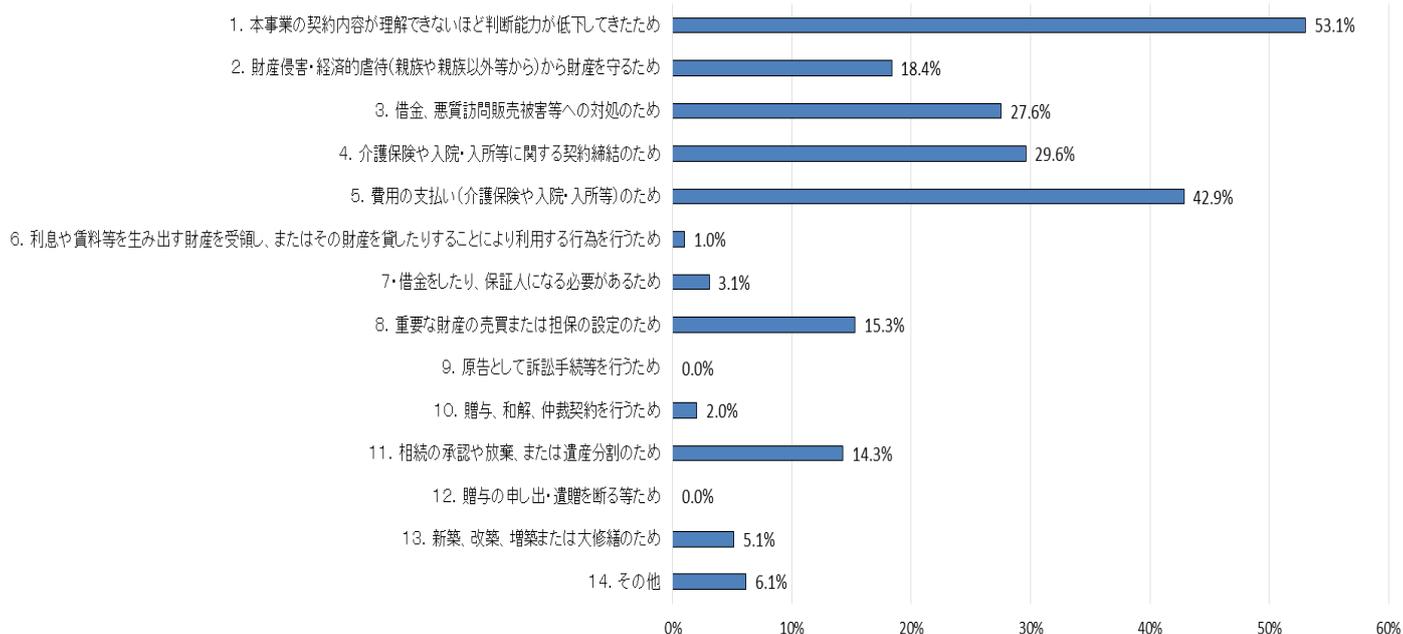
□ グラフ10□

## ■ 成年後見制度への移行が必要な理由について

### Q 6 要移行者の移行が必要な理由について

- 「本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため」が 52 名と最も多く、次いで、「費用の支払い（介護保険や入院・入所等）のため」が 42 名と多くなっている。

要移行者の移行が必要な理由について(複数回答)



□ グラフ11□

各市町社協における要移行者の移行が必要な理由について(複数回答)

(人)

理由	社協名									
	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市
1. 本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため	3	3	26	0	2	1	4	1	0	1
2. 財産侵害・経済的虐待(親族や親族以外等から)から財産を守るため	2	0	13	1	0	0	0	1	0	0
3. 借金、悪質訪問販売被害等への対処のため	1	1	16	5	1	0	0	1	0	1
4. 介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため	1	5	11	5	2	0	0	0	0	1
5. 費用の支払い(介護保険や入院・入所等)のため	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0
6. 利息や賃料等を生み出す財産を受領し、またはその財産を貸したりすることにより利用する行為を行うため	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
7.借金をしたり、保証人になる必要があるため	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
8. 重要な財産の売買または担保の設定のため	1	0	13	0	0	0	1	0	0	0
9. 原告として訴訟手続等を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 贈与、和解、仲裁契約を行うため	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
11. 相続の承認や放棄、または遺産分割のため	0	0	10	0	0	1	0	0	0	0
12. 贈与の申し出・遺贈を断る等ため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 新築、改築、増築または大修繕のため	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0
14. その他	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	8	14	137	12	5	2	6	5	0	3

理由	社協名									合計
	美祿市	周南市	山陽小野田市	周防大島町	和木町	上関町	田布施町	平生町	阿武町	
1. 本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため	6	4	0	1	0	0	0	0	0	52
2. 財産侵害・経済的虐待(親族や親族以外等から)から財産を守るため	0	1	0	0	0	0	0	0	0	18
3. 借金、悪質訪問販売被害等への対処のため	0	1	0	0	0	0	0	0	0	27
4. 介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため	0	3	1	0	0	0	0	0	0	29
5. 費用の支払い(介護保険や入院・入所等)のため	0	2	0	0	0	0	0	0	0	42
6. 利息や賃料等を生み出す財産を受領し、またはその財産を貸したりすることにより利用する行為を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7.借金をしたり、保証人になる必要があるため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
8. 重要な財産の売買または担保の設定のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
9. 原告として訴訟手続等を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 贈与、和解、仲裁契約を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
11. 相続の承認や放棄、または遺産分割のため	1	2	0	0	0	0	0	0	0	14
12. 贈与の申し出・遺贈を断る等ため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 新築、改築、増築または大修繕のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
合計	7	13	1	1	0	0	0	0	0	214

□ 表3□

### その他の記載内容

社協名	内 容
宇部市	・親族不明のため。 ・親族非協力のため。
萩市	・親族による支援が見込まれないため、将来的に移行が必要と考えられるため。

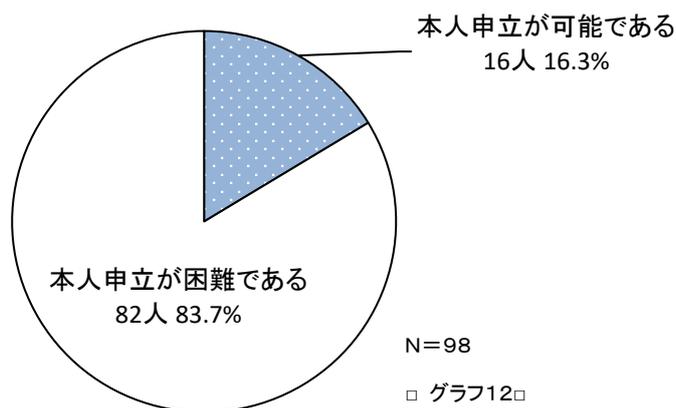
□ 表4□

## ■ 要移行者の申立について

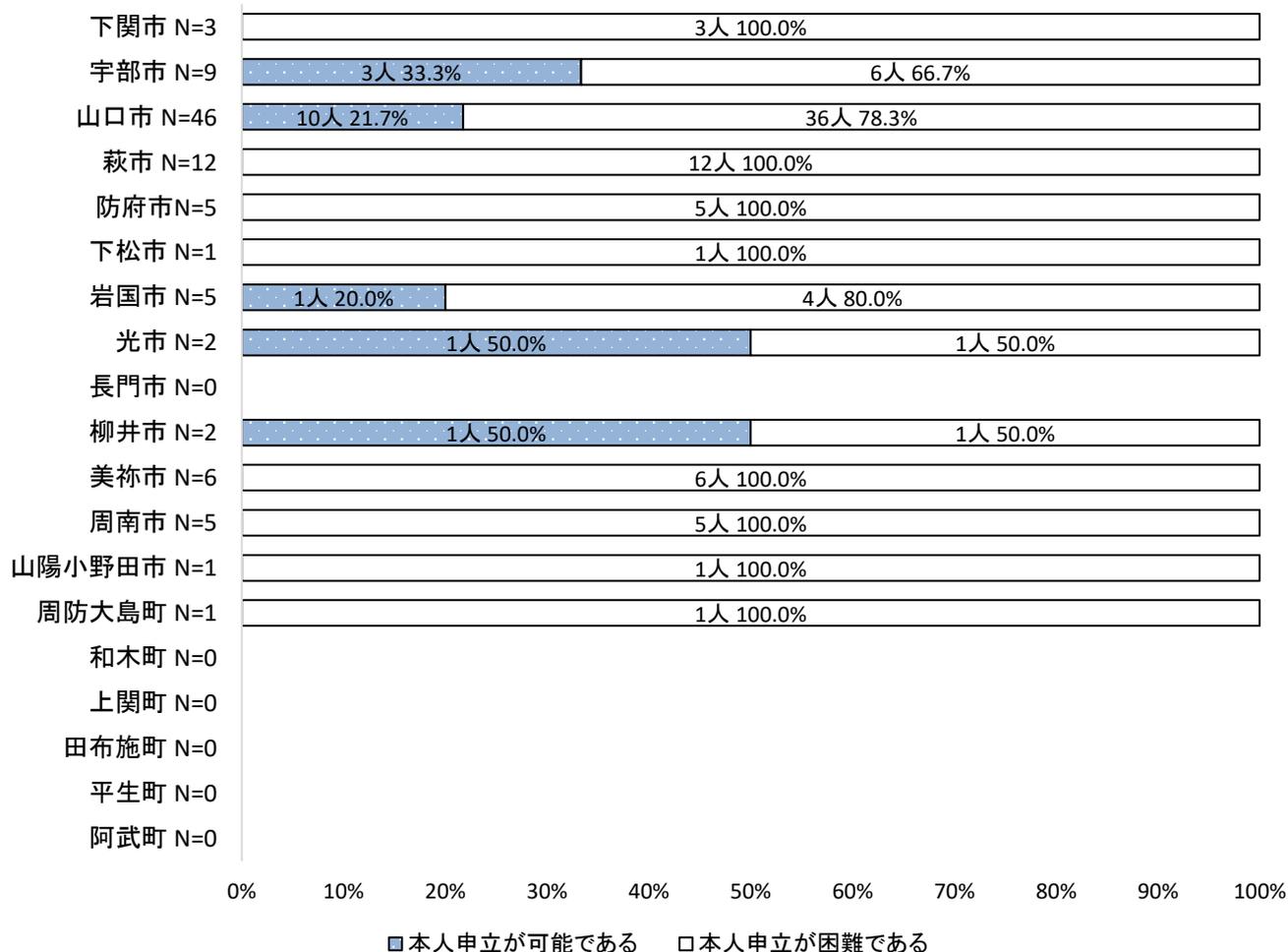
### Q 7 要移行者の本人申立の状況について

- 本人申立が困難の割合が 83.7%となっており、ほとんどの要移行者が、申立が困難であることが分かる。

要移行者の本人申立の状況について



各市町社協における要移行者の本人申立の状況について

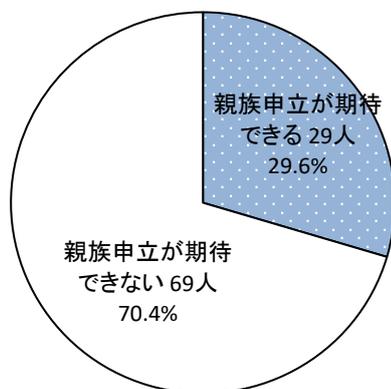


□ グラフ13□

## Q 8 要移行者の親族申立の状況について

- 親族申立が期待できない割合が 70.4%となっており、要移行者の約 7 割は親族申立の期待が出来ない状況である。

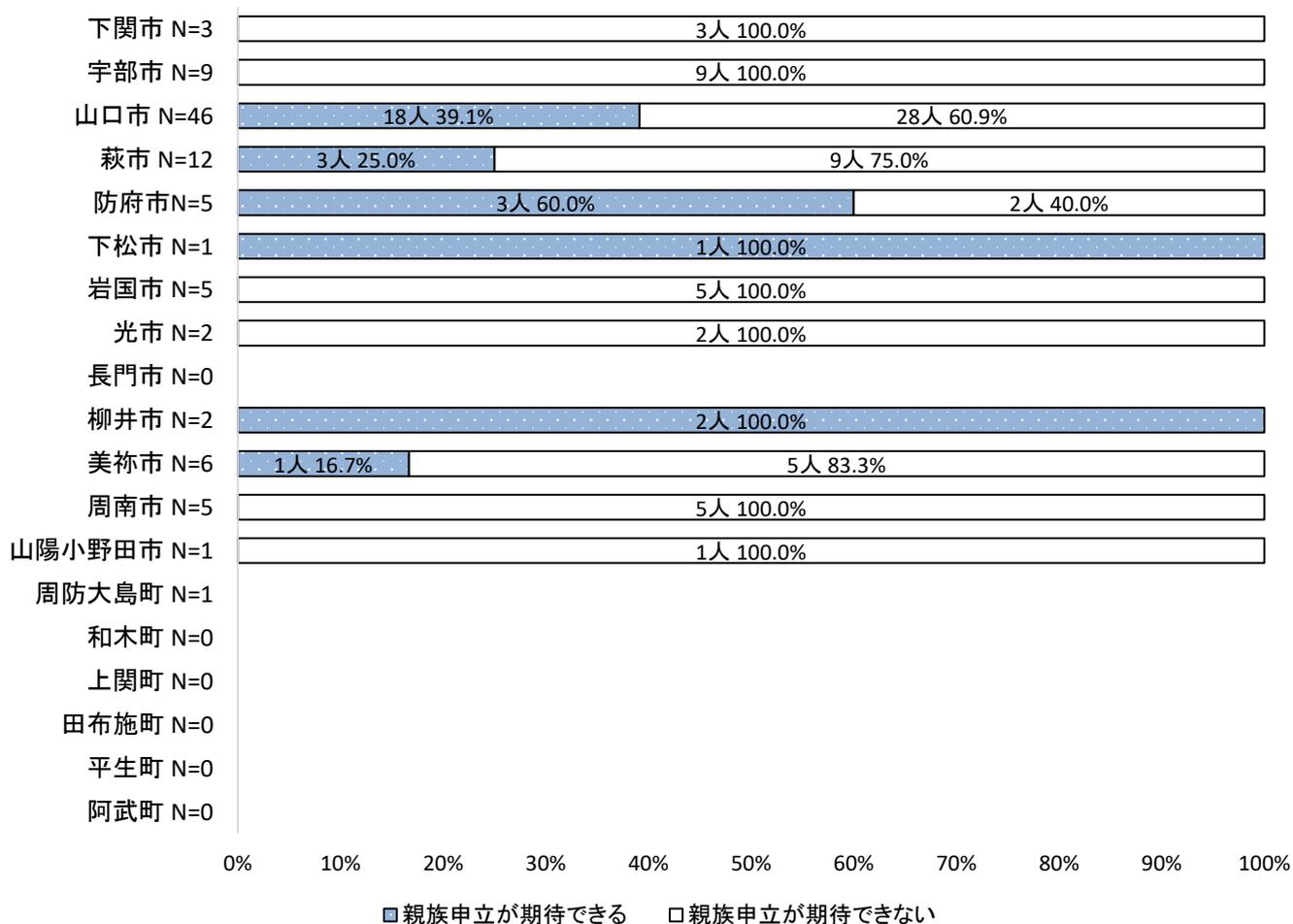
### 要移行者の親族申立の状況について



N=98

□ グラフ14□

### 各市町社協における要移行者の親族申立の状況について

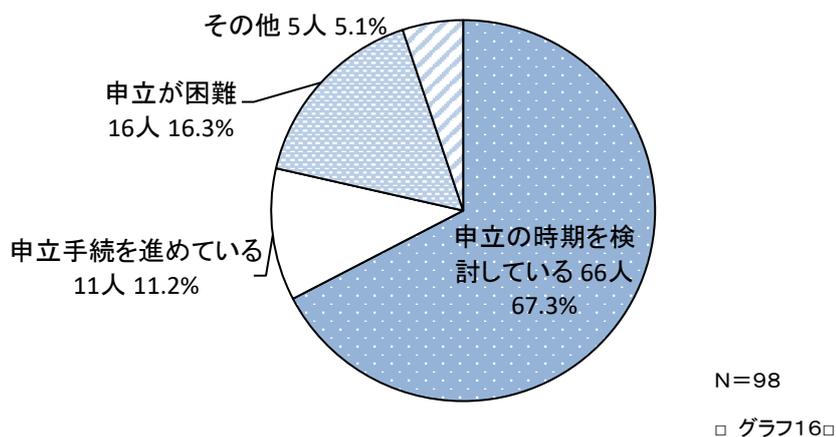


□ グラフ15□

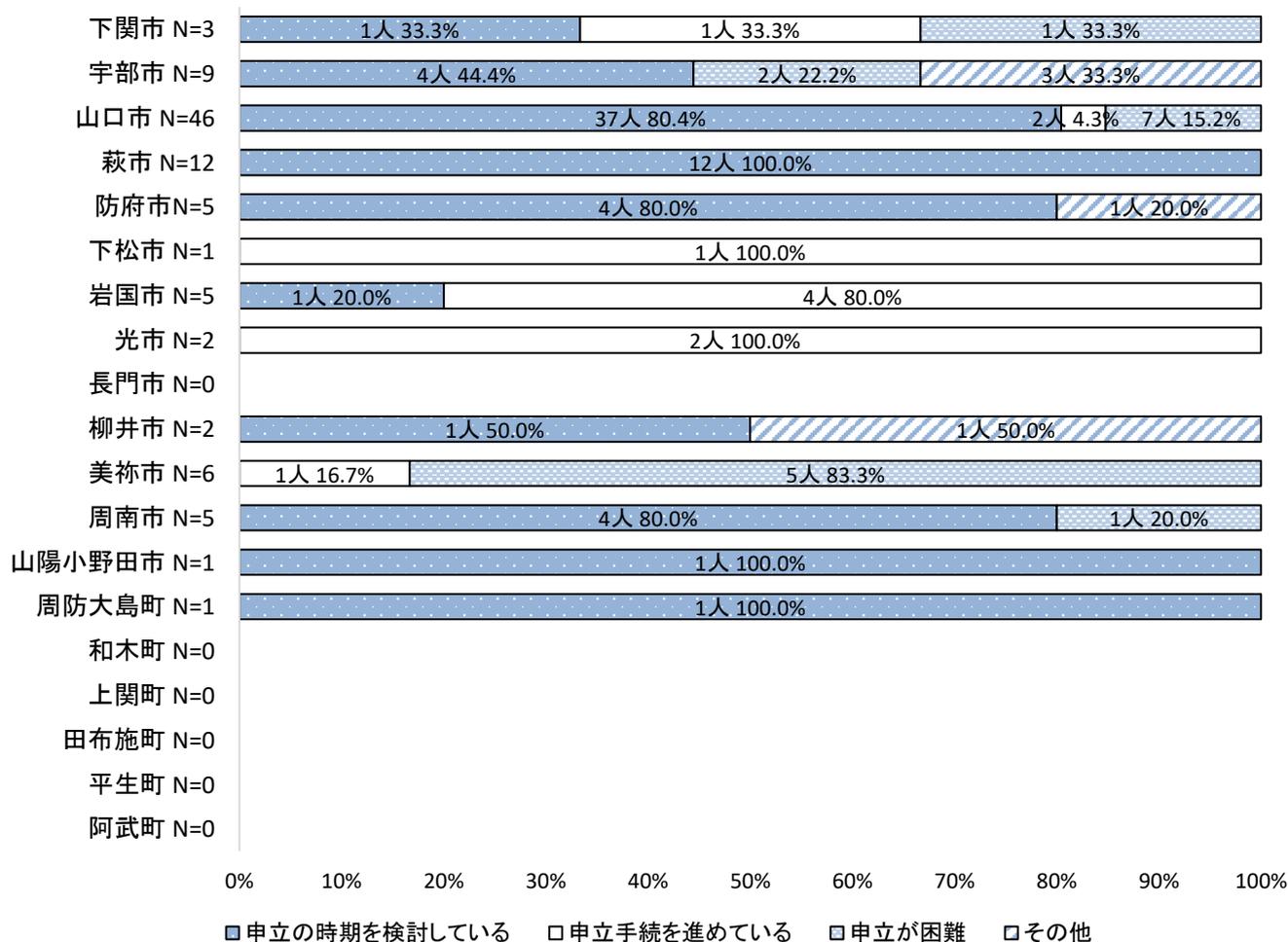
## Q 9 現在の申立状況について

- 申立の時期を検討している割合が 67.3%と最も高く、次いで、申立が困難の割合が 16.3%となっている。

### 現在の申立状況について



### 各市町社協における現在の申立状況について



□ グラフ17□

## その他の記載内容

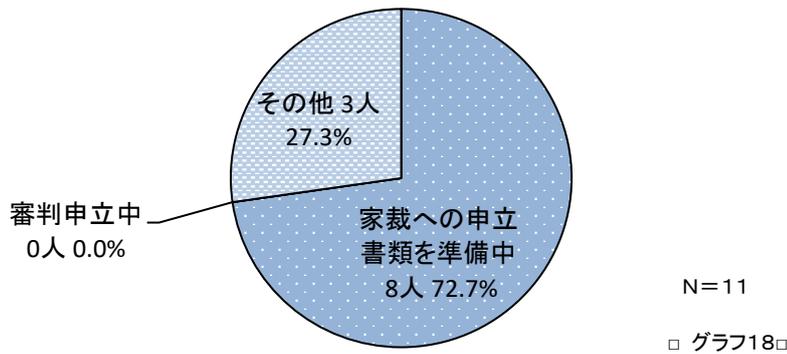
社協名	内 容
宇部市	・いずれ申立てが必要になるが検討中である。
防府市	・親族に申立てについて打診をしているが、理解が得られていない。
柳井市	・申立手続も進めていたが、家族の事情でその作業が中断している。

□ 表5□

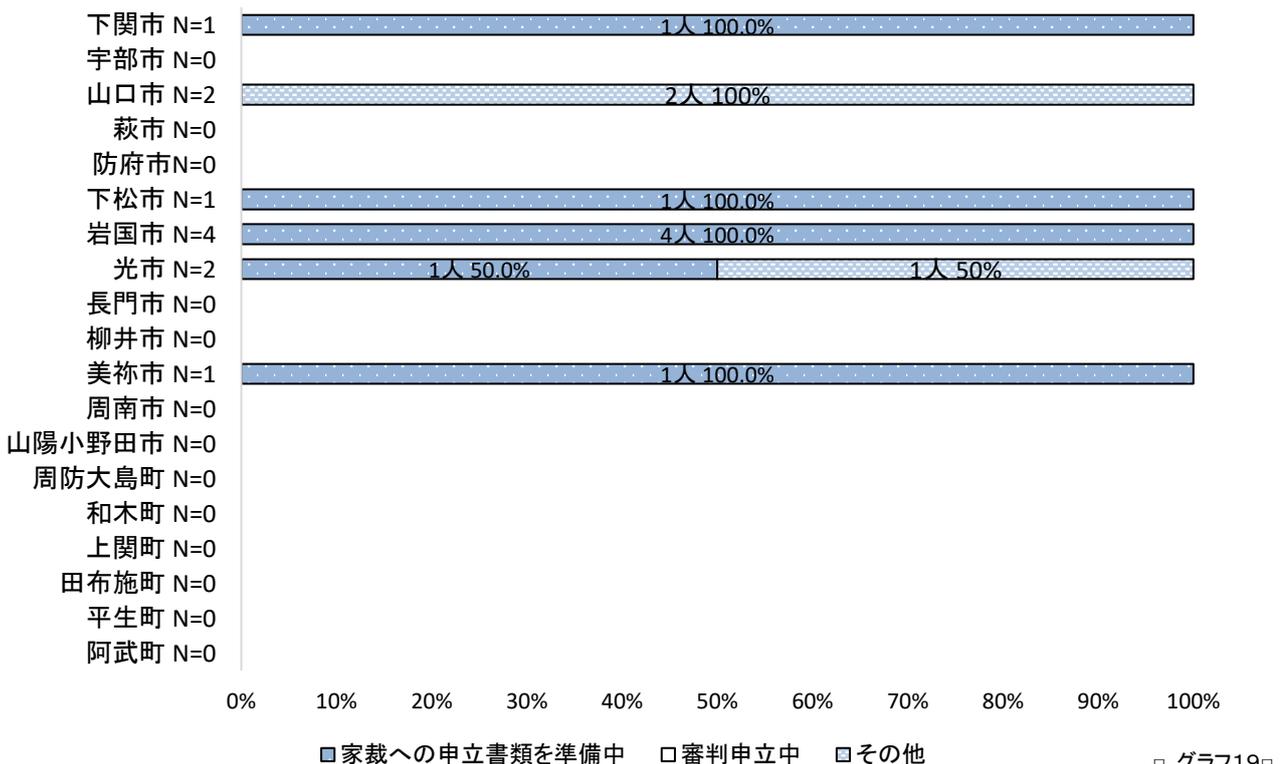
### Q10 申立手続の状況等について

- 家裁への申立書類を準備中の割合が 72.7%となっている。  
 なお、昨年度の調査と比べると、家裁への申立書類を準備中の割合は 27.3%減少し、申立の準備が整っていないことが分かる。

#### 申立手続の状況等について



#### 各市町社協における申立手続の状況等について



### その他の記載内容

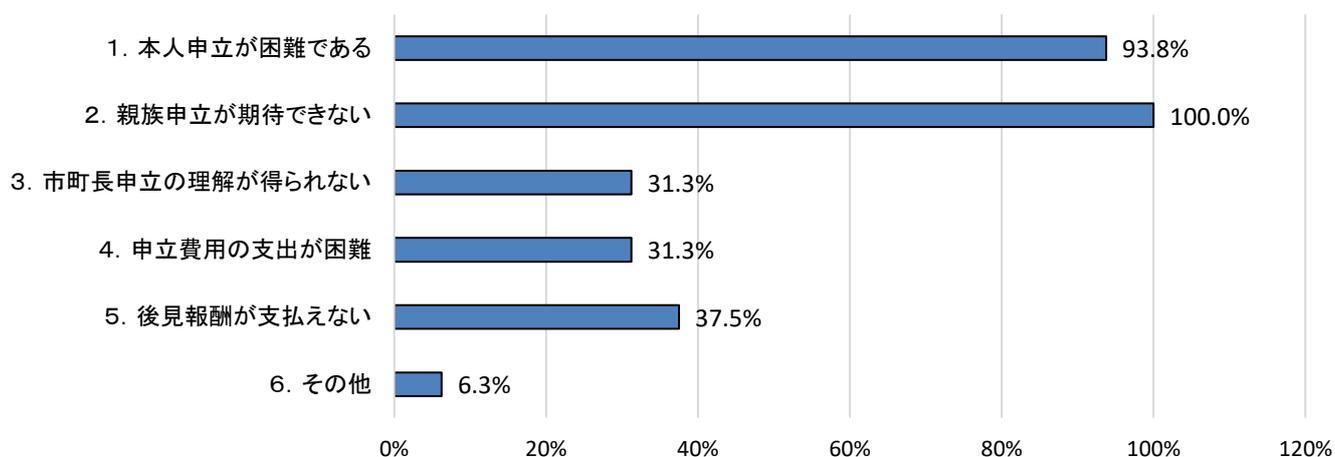
社協名	内 容
山口市	・関係者会議において後見への移行の必要性を確認。地域包括支援センター(地域型:委託)、ケアマネと市長申立に向けて行政担当者との協議、調整を行っている段階。 ・申立権のある親族が存在しないことを確認。自宅の維持管理・修繕及びそのための契約に対する支援として、後見への移行が必要であると行政との協議を行った段階。行政内で市長申立となるか協議を行っていると聞いている。
光市	・親族調査中。

□ 表6□

### Q11 申立が困難な理由

- 親族申立が期待できないが16人と最も多く、次いで、本人申立が困難であるが15人、後見報酬が支払えないが6名となっている。

#### 申立が困難な理由(複数回答)



□ グラフ20□

各市町社協における申立が困難な理由(複数回答)

(人)

社協名	理由	1. 本人申立 が困難である	2. 親族申立 が期待できない	3. 市町長申立 の理解が得ら れない	4. 申立費用の 支出が困難	5. 後見報酬が 支払えない	6. その他	合計
下関市 N=1		1	1	0	0	0	1	3
宇部市 N=2		2	2	0	1	0	0	5
山口市 N=7		6	7	4	2	4	0	23
萩市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
防府市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
下松市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
岩国市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
光市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
長門市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
柳井市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
美祢市 N=5		5	5	1	1	1	0	13
周南市 N=1		1	1	0	1	1	0	4
山陽小野田市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
周防大島町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
和木町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
上関町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
田布施町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
平生町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
阿武町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
合計		15	16	5	5	6	1	48

□ 表7□

その他の記載内容

社協名	内容
下関市	・親族間が対立しているが、関係者による積極的な関わりがなされておらず、申立てが保留となっている。また、関係者間でも意見が対立しているため。

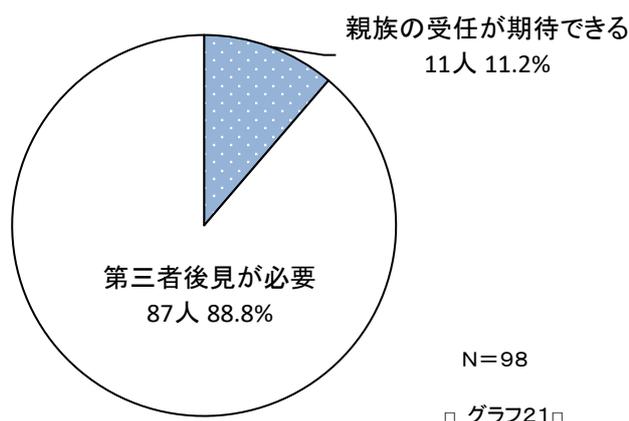
□ 表8□

## ■ 要移行者における成年後見人等の受け皿について

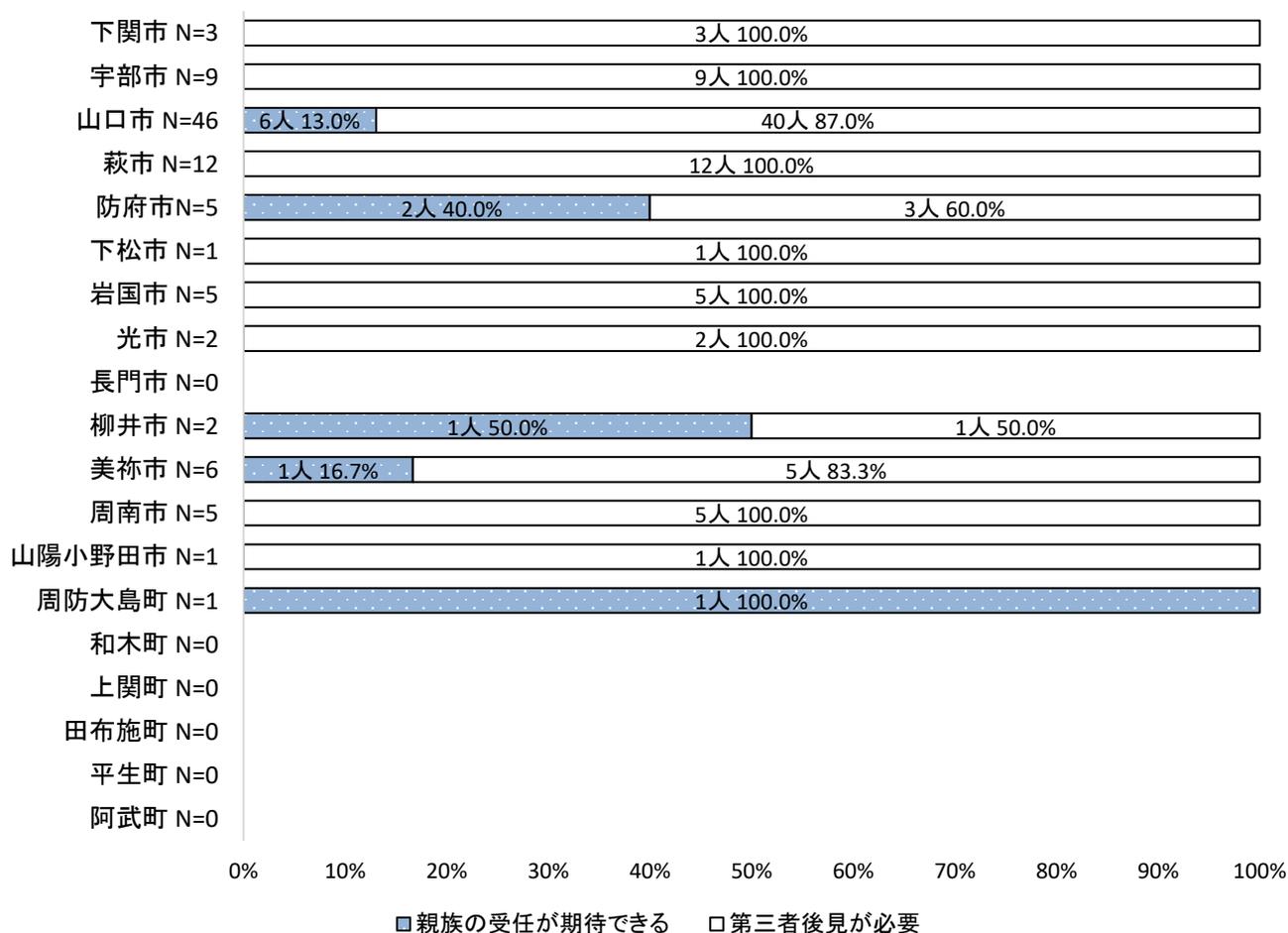
### Q12 要移行者の成年後見人等の受け皿について

- 第三者後見が必要の割合が 88.8%となっており、要移行者の約 9 割は第三者後見が必要な状況である。

#### 要移行者の成年後見人等の受け皿について



#### 各市町社協における要移行者の成年後見人等の受け皿について

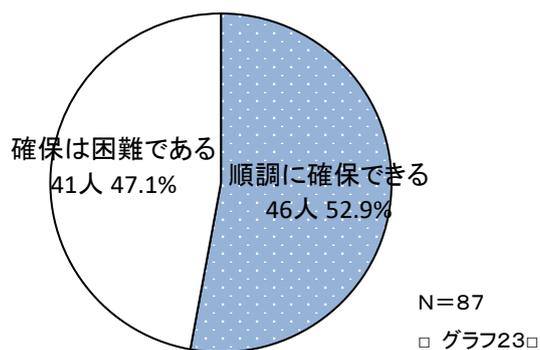


□ グラフ22□

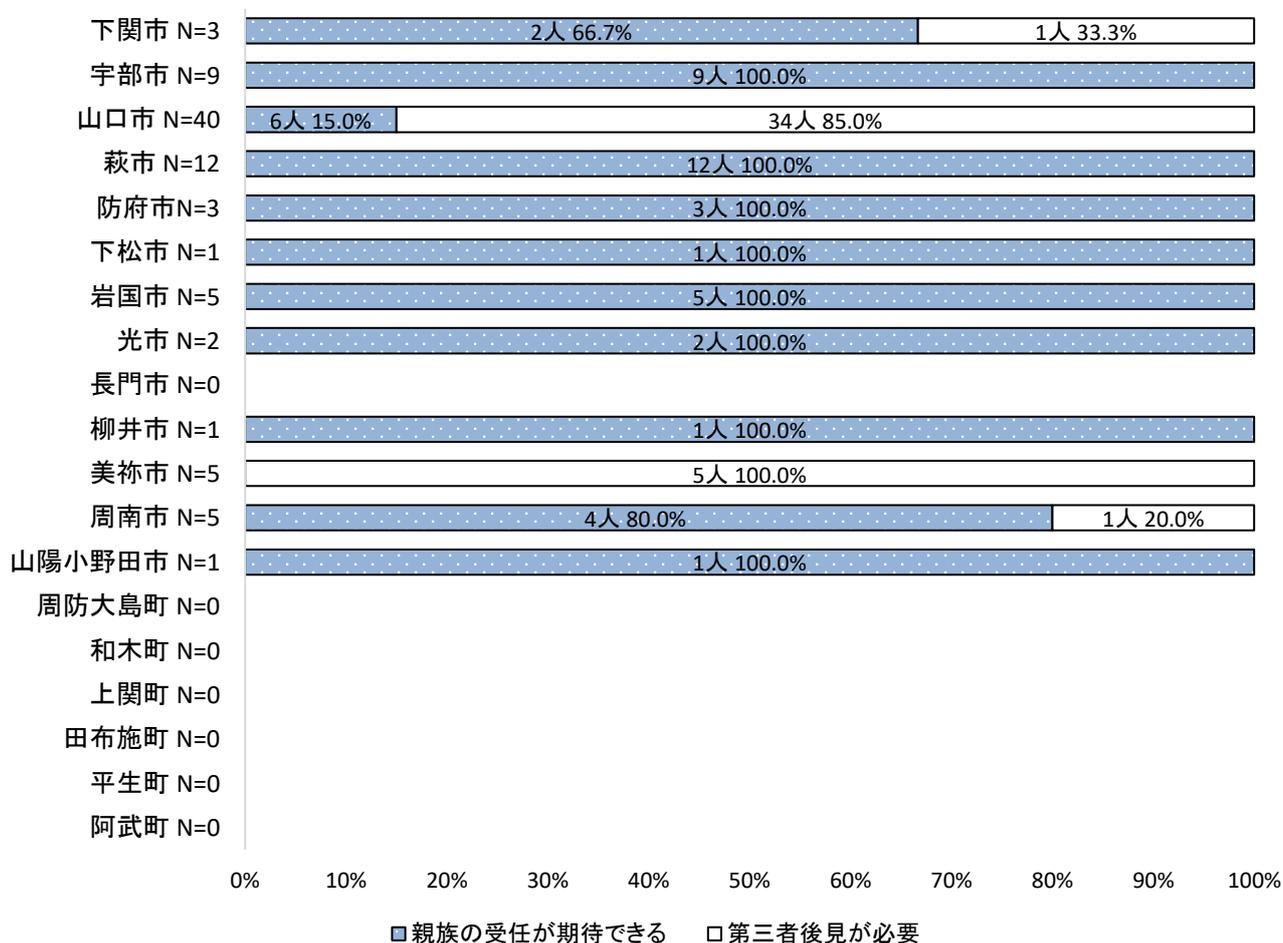
### Q13 要移行者の成年後見人等の受け皿について

- 第三者の受け皿を順調に確保できるの割合が 52.9%となっており、要移行者の約 5 割は第三者の受け皿が確保できている状況である。なお、昨年度の調査と比べると、確保は困難であるの割合が 19.6%増加している。

#### 第三者後見の受け手の確保を行うにあたり 予想される状況について



#### 各市町社協における第三者後見の受け手の確保を 行うにあたり予想される状況について

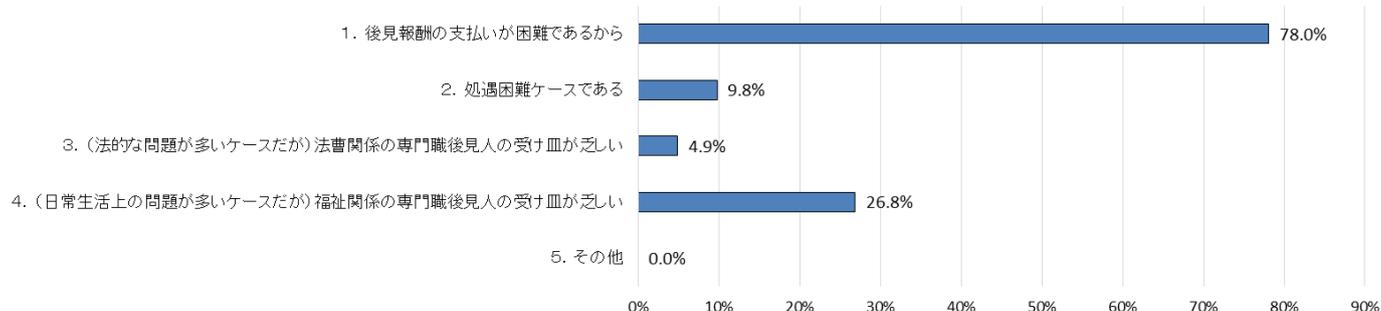


□ グラフ24□

## Q14 第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について

- 第三者の受け手の確保が困難と思われる理由について、後見報酬の支払いが困難であるからが最も多く 32 人、次いで、福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しいが 11 人となっている。

第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について(複数回答)



□ グラフ25□

各市町社協における第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について(複数回答) (人)

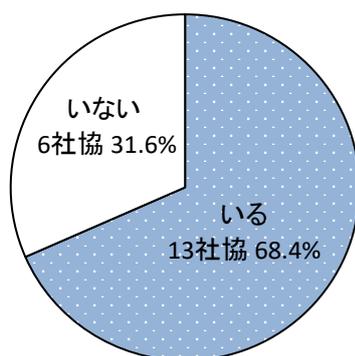
社協名	理由	1. 後見報酬の支払いが困難であるから	2. 処遇困難ケースである	3. (法的な問題が多いケースだが)法曹関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	4. (日常生活上の問題が多いケースだが)福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	5. その他	合計
下関市		1	0	0	0	0	1
宇部市		0	0	0	0	0	0
山口市		29	4	2	5	0	40
萩市		0	0	0	0	0	0
防府市		0	0	0	0	0	0
下松市		0	0	0	0	0	0
岩国市		0	0	0	0	0	0
光市		0	0	0	0	0	0
長門市		0	0	0	0	0	0
柳井市		0	0	0	0	0	0
美祢市		1	0	0	5	0	6
周南市		1	0	0	1	0	2
山陽小野田市		0	0	0	0	0	0
周防大島町		0	0	0	0	0	0
和木町		0	0	0	0	0	0
上関町		0	0	0	0	0	0
田布施町		0	0	0	0	0	0
平生町		0	0	0	0	0	0
阿武町		0	0	0	0	0	0
合計		32	4	2	11	0	49

## ■ 成年後見制度への移行が必要ではない方の現状について

Q15 各市町社協において、判断能力は低下しているが成年後見制度への移行が必要ではない方について

- 移行が必要ではない方がいるの割合が 68.4%となっており、利用者によっては、判断能力が低下していても、成年後見制度への移行が必要ではない方がおられることが分かる。

### 移行が必要ではない方の有無



N=19

□ グラフ26□

Q16 成年後見制度への移行が必要ではない方の人数について

※Q15で「移行が必要な方がいる」と回答した市町社協のみ回答

- 成年後見制度への移行が必要ではない方の人数として、最も多いのは岩国市の 43 名程度となっている。

### 移行が必要ではない方の人数

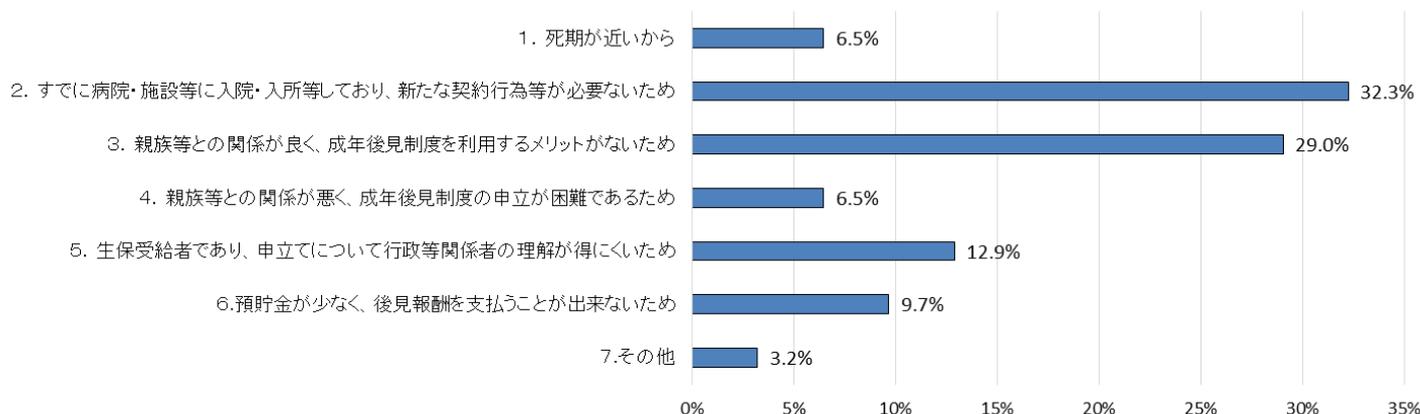
市町名	人数	市町名	人数
下関市	22名程度	美祢市	-
宇部市	14名程度	周南市	7名程度
山口市	10名程度	山陽小野田市	2名程度
萩市	15名程度	周防大島町	1名程度
防府市	-	和木町	2名程度
下松市	4名程度	上関町	1名程度
岩国市	43名程度	田布施町	-
光市	3名程度	平生町	-
長門市	-	阿武町	-
柳井市	4名程度	合計	128名程度

□ 表10□

## Q17 成年後見制度への移行が必要ではない理由について

- すでに病院・施設等に入院・入所等しており、新たな契約行為等が必要ないため  
32.3%と最も多く、次いで、親族等との関係が良く、成年後見制度を利用するメリットがないための割合が29.0%となっている。

### 成年後見制度への移行が必要ではない理由



□ グラフ27□

### 各市町社協における成年後見制度への移行が必要ではないと思われる理由について (人)

社協名	理由	1. 死期が近いから	2. すでに病院・施設等に入院・入所等しており、新たな契約行為等が必要ないため	3. 親族等との関係が良く、成年後見制度を利用するメリットがないため	4. 親族等との関係が悪く、成年後見制度の申立が困難であるため	5. 生保受給者であり、申立について行政等関係者の理解が得にくい	6. 預貯金が少なく、後見報酬を支払うことが出来ないため	7. その他	合計
下関市			○			○	○	○	4
宇部市			○	○		○			3
山口市	○	○	○	○	○	○	○		6
萩市		○	○	○		○			3
防府市									0
下松市			○						1
岩国市			○	○					2
光市			○				○		2
長門市									0
柳井市			○	○					2
美祢市									0
周南市	○	○	○	○					3
山陽小野田市		○	○	○					2
周防大島町					○				1
和木町				○					1
上関町				○					1
田布施町									0
平生町									0
阿武町									0
合計		2	10	9	2	4	3	1	31

□ 表11□

### その他の記載内容

社協名	内 容
下関市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者であり、ケースワーカーがついているため。</li> <li>・在宅生活を送っているが、特別な困りごとがないため。</li> </ul>

□ 表12□

### Q18 昨年度の調査時と比べ、成年後見制度への移行が必要でなくなった方の人数について

- 平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、成年後見制度への移行が必要ではなくなった方の人数として、岩国市が 29 名と最も多く、次いで周南市が 12 名となっている。

市町名	人数
下関市	4名
宇部市	1名
山口市	11名
萩市	0名
防府市	1名
下松市	0名
岩国市	29名
光市	2名
長門市	1名
柳井市	0名

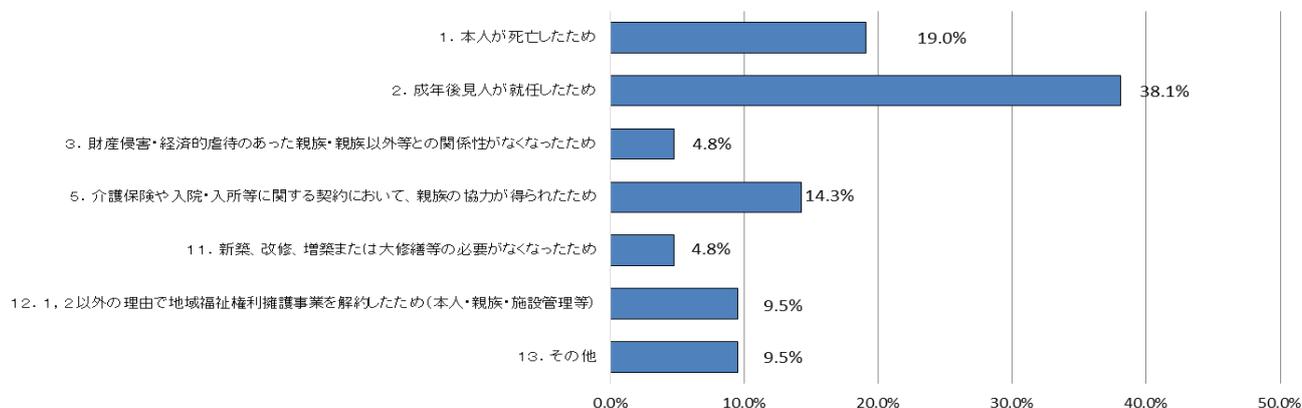
市町名	人数
美祢市	1名
周南市	12名
山陽小野田市	2名
周防大島町	0名
和木町	0名
上関町	0名
田布施町	0名
平生町	0名
阿武町	0名
合計	64名

□ 表13□

## Q19 成年後見制度への移行は必要ではなくなった理由について

- 成年後見人が就任したための割合が 38.1%と最も高く、次いで、本人が死亡したため  
が 19.0%となっている。

成年後見制度への移行が必要ではなくなった理由(複数回答)



□ グラフ28□

各市町社協における成年後見制度への移行が必要ではなくなったと思われる理由について(複数回答)

(人)

理由	1. 本人が死亡したため	2. 成年後見人が就任したため	3. 財産侵害・経済的虐待のあった親族・親族以外等との関係性がなくなったため	4. 借金等において法的な解決が出来たため	5. 介護保険や入院・入所等に関する契約において、親族の協力が得られたため	6. 悪質訪問販売被害等の被害がなくなったため	7. 借金をしたり、保証人になる必要がなくなったため	8. 重要な財産の売買または担保の設定の必要がなくなったため	9. 原告として訴訟手続等を行う必要がなくなったため	10. 贈与、和解、仲裁契約を行う必要がなくなったため	11. 新築、改修、増築または大修繕等の必要がなくなったため	12. 1, 2以外の理由で地域福祉権利擁護事業を解約したため(本人・親族・施設管理等)	13. その他	合計
下関市		○												1
宇部市		○												1
山口市	○	○									○	○		4
萩市														0
防府市		○												1
下松市														0
岩国市	○	○	○		○							○	○	6
光市		○			○									2
長門市		○												1
柳井市														0
美祿市	○													1
周南市	○	○			○									3
山陽小野田市													○	1
周防大島町														0
和木町														0
上関町														0
田布施町														0
平生町														0
阿武町														0
合計	4	8	1	0	3	0	0	0	0	0	1	2	2	21

□ 表14□

### その他の記載内容

社協名	内容
岩国市	・将来的には施設入所の予定であるが、現在のところ目途がたたないため。
山陽小野田市	・本人が成年後見制度の利用を望まないため。

□ 表15□